

令和5年第7回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和5年7月25日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時10分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	11	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	欠	12	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	出		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	欠		矢 那 瀬 信 一 郎	出
10	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

次 長 鈴木秀幸
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局次長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和5年第7回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、戸屋政春委員、梅澤功委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p>
事務局次長	<p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和5年第7回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第48号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第4、議案第49号から議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第51号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から「なし」の声)</p> <p>それでは、石附征夫委員と小和瀬守委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第47号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書1ページ、議案第47号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せてご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は都市計画法の用途地域内にある農地となります。</p> <p>申請人は、申請農地の保安全管理を続けておりましたが、戸建ての賃貸住宅経営を行いたいと思い、申請に至ったとのことでした。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上です。</p> <p>この件について、地元の委員のご意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田委員	<p>7月22日の土曜日の午前中に栗原推進委員と二人で現地の確認と申請人との面談を行いました。先程、事務局から話がありましたとおり、場所は男衾駅にも近い場所でありまして、</p>

	<p>戸建ての賃貸住宅ということで伺っております。畑はきれいに管理されておりまして、周囲は住宅に囲われております。</p> <p>周辺農地への影響はなく問題ないものと思われまますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 47 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 47 号は原案のとおり許可相当と決定し、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 48 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 48 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 2 ページ、議案第 48 号についてご説明申し上げます。</p> <p>別冊の案内図と併せてご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>申請地は、令和 4 年 9 月の総会で、申請者が駐車場敷地にするという申請としてご審議をいただき、同年 11 月 2 日付けで許可を受けているものです。</p> <p>その後、昭和 63 年に建てた現在の診療所が、今年で 35 年が経過し、老朽化のため修繕が必要になったことから、将来にはと考えていた新たな診療所の建設を、昨年許可を受けた駐車場敷地で行いたいということで、計画変更の申請に至ったとのことです。</p> <p>現在の診療所につきましては、継続通院している患者の診療を途絶えさせられないため、新たな診療所の完成まで利用し、新たな診療所の完成後に、段階的に機能を移設していく予定とのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>この案件については当初、現地を確認しておりますので、今回は確認しておりませんが、相手もお医者さんということもあり、面談も容易ではないため難しいと考え、行っておりません。</p> <p>この短期間で、目的が変わるのはなぜだろうという疑問がございましたが、事務局の説明にあったように緊急性が感じ取れましたので、土地についても問題がある場所でもありませんので、やむを得ないものと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

	<p>議案第 48 号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 48 号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 49 号から議案第 50 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 49 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 49 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>譲受人は、群馬県に所在があり、主に太陽光発電事業を行う法人ですが、町内や近隣市町でも設置実績があることから、新たな事業地を探していたところ、申請地を買い受けられることとなり、申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項、各号の要件を満たしていると考えますが、本事業を実行するには、太陽光発電設備の認定を国から受ける必要があります。現在、以前に受けた認定を変更する申請中であるため、認定見込みが確認でき次第、法の求める許可要件を満たすものと考えますので、「認定見込みの確認がされ次第という条件」を付けることが適当であるものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
新井委員	<p>新井委員。</p> <p>先程の件と同様に、申請者が兩名ともに遠方のため、事情等も伺えておりません。</p> <p>ただ、太陽光発電というのは様々な意見を耳にするので、役場の基準も質問してみたいなと考えたのですが、今回の申請地も周辺が住宅街になりますので、事務局が申請を受けつけた段階での情報も教えて頂ければと思います。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>新井委員のご質問にお答えいたします。</p> <p>近隣住民への説明については、すでに完了していると伺っております。</p> <p>周辺への事業状況についても、当町を含め、周辺の市町でも設置実績があり、管理上の支障はないと伺っております。</p> <p>工事中についても、周辺地権者に迷惑が掛からないよう、騒音等も含め注意を払い進めると伺っております。</p> <p>現地については、竹木が生い茂っており、当然ですが、伐採工事から行っていくということで、案内図をご覧いただくと、周辺には住宅や店舗等がございますので、工事時に注意するよう、改めて申請者に申し伝えさせていただきます。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 49 号について、原案に条件を付け、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 49 号は、原案に条件を付け、許可相当として知事に意見を送付</p>

	<p>します。</p> <p>次に、議案第 50 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 50 号についてご説明申し上げます。</p> <p>申請内容については、議案書のとおりとなります。</p> <p>別冊の案内図と併せてご覧ください。</p> <p>現在、譲受人は、申請農地の北隣の実家に家族で居住しておりますが、将来を見据え、住宅の建築を計画しようと考えたところ、本議案の申請地を伯父から贈与してもらえらることとなり、申請に至ったとのこと。</p> <p>なお、北側町道からの進入路に関しまして、隣接する実家の通路としてコンクリート舗装がされている箇所があり、その舗装が本議案の申請地である、(地番名)の一部に掛かっていましたので、一部分の追認事案となりますが、始末書の添付がされております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされておりました、本議案は集落接続があるものと考えられます。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>伊藤推進委員。</p>
<p>議長</p>	<p>先日、山口さんのところに話を伺おうかと思いましたが、不在のため、現地確認のみ行いました。</p>
<p>伊藤推進委員</p>	<p>自宅の後ろに申請地がありまして、綺麗に管理されており、杭も打ってありました。問題ないものと思いますので、ご審議をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 51 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、中島広文委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(中島広文委員が退席)</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、議案第 51 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。</p> <p>町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、ご審議いただくものです。</p> <p>それでは、議案第 51 号につきまして、説明いたします。</p>

	<p>今回の計画は、全 34 筆で、合計面積が 35,181 m²です。</p> <p>農地の内訳につきましては、議案書の右下のとおりです。</p> <p>今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 51 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>審議が終了しましたので、中島広文委員は復席をお願いします。</p> <p>(中島広文委員が復席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
議長	<p>事務局から何かありますか。</p>
事務局次長	<p>事務局から 1 点、ご連絡いたします。</p> <p>次回の総会ですが、8 月 25 日、金曜日で開催時刻は通知にてお知らせいたします。</p> <p>繰り返します。</p> <p>8 月 25 日、金曜日で、開催時刻は通知にてお知らせさせていただきます。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 5 年第 7 回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>(起立、礼、着席の発声)</p>

署名委員の決定について議長指名により

石附 征夫 委員 小和瀬 守 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年7月25日

議長

室岡重雄

委員

石附征夫

委員

小和瀬守